

県北家畜衛生通信 第47号 平成28年2月



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目次

毎年、定期報告を提出しましょう！！	1
またまた韓国で口蹄疫！	3
予防が一番大切です！	4

毎年、定期報告を提出しましょう！！



平成22年に発生した宮崎県の口蹄疫は、わが国の畜産にとってかつてないほどの大きな被害をもたらしました。その反省を受け、平成23年の家畜伝染病予防法（以下、家伝法）の改正により、被害を最小限に止めるために、家畜の所有者の『飼養衛生管理基準の遵守』及び『定期報告』を義務付けし、飼養者個々の積極的な取り組みをお願いしています。

『飼養衛生管理基準の遵守』をもとにした発生予防は、地域の衛生水準向上の観点からも地域ぐるみの対応がより効果を上げ、毎年の『定期報告』は、迅速な防疫計画に役立ちます。

1. 「定期報告」とは、

家伝法第12条の4の規定に基づいて、以下に定める全ての所有者は、毎年、管轄する家畜保健衛生所に報告することが義務づけられています。

複数の家畜・家きんを飼養されている方は、1頭、1羽でも報告が必要なので、全家畜について、記載するようにして下さい。

◆家畜の飼養頭羽数の報告基準日と報告期限

	家畜の区分	報告基準日	報告期限
家畜	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、およびいのしし	毎年の2月1日現在の頭数	毎年4月15日まで
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年の2月1日現在の羽数	毎年6月15日まで

次頁に続く

2. 定期報告作成手順と報告様式

- (1) 牛と馬の飼養農家の方へは、当所から報告様式を送ります。
- (2) 岩手県の公式ホームページから報告様式のダウンロードが可能です。
御不明の点は、家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。

◆報告書の提出先及び問い合わせ先（郵送、持参、FAX）

岩手県県北家畜保健衛生所

〒028-6222 岩手県九戸郡軽米町大字山内23-9-1

電話：0195-49-3006 ファックス：0195-49-3008

お住まいの市町村、農協の畜産担当窓口を經由して、提出することも可能です。

3. 定期報告が未提出だと…

- (1) 定期報告が未提出の場合、家畜保健衛生所から再度、提出のお願いをします。
- (2) 度重なる督促にも関わらず定期報告が未提出の場合、罰せられる場合があります。
- (3) 口蹄疫等、海外悪性伝染病が発生し被害があった場合でも、定期報告が未提出だと国からの手当金が減額対象となります。



定期報告は、毎年必要です！
忘れずに提出しましょう！



またまた韓国で口蹄疫！



韓国で、今年1月と2月に口蹄疫（O型）が豚で発生しました。

韓国では平成27年4月以来、約8ヶ月ぶりの発生となりました。韓国政府によると、これまでに4戸の豚飼養農場で発生が確認され、13,938頭の殺処分（2月18日現在）と発生地域を中心とした緊急ワクチン接種が実施されました。

併せて、発生地区から他地区への搬出禁止を7日間実施した結果、他への拡散は確認されず、ワクチン接種後の抗体獲得を考慮して、さらに搬出禁止措置を7日間延長することを決定しました。一度、侵入を許した際には経済活動に多大な影響があります。

日本に地理的に近く、人の往来や物流の盛んである韓国や中国で発生が継続していることから、本国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは高い状況が続いています。

2016年2月18日現在
韓国における口蹄疫の発生状況
(2016年1月以降)



韓国

〔慶尚北道〕
2014年7月23日（O型）豚
2014年7月27日（O型）豚
2014年12月30日～2015年3月31日（O型）豚、8件

〔慶尚南道〕
2014年8月6日（O型）豚

〔忠清北道〕
2014年12月3日～2015年3月30日（O型）豚、35件
2015年2月5日（O型）牛

〔忠清南道〕
2014年12月16日～2015年4月28日（O型）豚、69件
2015年4月28日（O型）牛
2016年2月17日（O型）豚、2件

〔京畿道〕
2014年12月29日～2015年4月21日（O型）豚、53件
2015年1月5日～2月6日（O型）牛、3件

〔世宗特別自治市〕
2015年1月7日～2月7日（O型）豚、2件

〔江原道〕
2015年2月8日～4月14日（O型）豚、11件

〔仁川広域市〕
2015年3月23日～3月26日（O型）豚、2件

〔全羅北道〕
2016年1月11日～1月13日（O型）豚、2件

○ 家畜飼養者および畜産関係者の皆様へのお願い

今後とも、侵入防止のため、次の「飼養衛生管理基準」の徹底をお願いします。

- 1 農場に出入りする人および車両の消毒を徹底してください。
- 2 口蹄疫が発生している国への渡航を自粛し、さらに、発生国から帰国・訪問した人や、持ち込んだ物を農場に近づけないでください。
- 3 口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

予防が一番大切です！



1 鳥インフルエンザ、今からがハイリスクシーズンです！

今シーズン、幸いにも国内家畜での鳥インフルエンザ発生は有りませんが、西日本を中心に、野鳥の糞便から低病原性のインフルエンザウイルスが検出されています。一方、台湾や香港などアジア近隣諸国では、H5N2、H5N6、及びH5N8など複数のタイプによる高病原性鳥インフルエンザが依然として頻発しています。

これから、渡り鳥の北帰行が始まり、国内外における野鳥の往来が激しくなるに伴いウイルスも動き、国内への侵入リスクが高まる時期となります。

特に東北地方は、ロシア東部や極東への渡りルート上に位置するため、近隣の河川や湖等へ渡り途上の野鳥が飛来する可能性が高く、**むしろ、今からがハイリスクシーズンであるともいえます。**

野鳥の往来は止めることが出来ませんが、農場へのウイルス侵入を阻止することは可能です。防鳥ネットの点検、消毒の徹底など、今一度、飼養衛生管理基準を見直し、このシーズンを乗り切りましょう！

「毎月1日は消毒点検の日」もお忘れなく！

2 豚PEDワクチンについて

平成25年10月以降、豚流行性下痢が全国的に流行し、現在も小流行しています。岩手県は、直近で平成27年12月末1農場で発生し、死亡数9,350頭（計18農場）に上ります。

各農場では、出荷や飼料運搬のトラックの消毒だけでなく、それぞれの作業に従事するための専用着衣や長靴を準備し、衛生管理区域内への病原体の持ち込みの危険を最小限にしましょう。また、多くの消毒薬は低温下では効果が低下しやすいため、十分な濃度で使用しましょう。

本病ワクチンは、乳汁免疫によって、哺乳豚の発症を阻止又は軽減させます。全国的な接種率は6割以上で推移していますが、管内の接種率は現在28%（繁殖・一貫35農場中10農場）とそれより低率です。各農場では、ワクチンの継続と接種の検討を引き続きよろしくお願ひします。

3 アカバネ病の被害は甚大です！ ワクチン接種の準備を！

西日本ではほぼ毎年発生している伝染病です。

温暖化に伴い、岩手県でも発生の危険性が高まっています。

胎子は流産・死産、起立不能、関節湾曲、大脳欠損などが見られ、異常子牛の分娩は危険を伴い、母牛が死亡してしまうケースもあります。

岩手県でも過去に大きな被害がありました。

・昭和60年（6,000頭以上発生） ・平成22年（100頭以上発生）

これから4月～6月のワクチン（年1回）が効果的です。1年の苦労をムダにしないためにも接種しましょう。地域全体で予防することが重要です。

《発行元・問い合わせ先》

岩手県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

FAX：0195(49)3008

岩手県北家畜衛生協議会

電話：0195(49)3040